

定例日変更等による水道料金及び下水道使用料の算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程(昭和35年豊中市企業管理規程第9号)第28条の2に規定する水道料金及び豊中市下水道条例施行規程(平成20年豊中市企業管理規程第16号)第23条に規定する下水道使用料の算定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(毎月計量)

第2条 次の各号に掲げるものは、毎月計量できる。ただし、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 年間月平均500立方メートル以上使用するもの。
- (2) 湯屋用として使用するもの。
- (3) 臨時用として使用するもの。
- (4) 前3号に附随して使用するもの。

(定例日の変更)

第3条 定例日を変更して計量できる期間は、次の各号のとおりとする。ただし、管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 隔月計量は、前回の計量日の翌日から当月の計量日までの期間が、58日から64日までとする。
- (2) 毎月計量は、前月の計量日の翌日から当月の計量日までの期間が、27日から33日までとする。

(料金及び使用料)

第4条 隔月計量の料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 基本料金

メーターの口径	基本料金 (2月につき)
25ミリメートル以下	1,520 円
30ミリメートル	1,840 円
40ミリメートル	2,320 円
50ミリメートル	3,400 円
75ミリメートル	7,720 円
100ミリメートル	12,040 円

150ミリメートル	35,820 円
200ミリメートル	80,360 円
250ミリメートル	142,140 円

(2) 従量料金

用途	使用水量 (2月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから 20立方メートルまでの分	20 円
	20立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	131 円
	40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	211 円
	60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	268 円
	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	338 円
	200立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	377 円
	1,000立方メートルを超える分	421 円

2 2使用月の下水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算定した金額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

種別	基本使用料 (2月につき)	従量使用料(1立方メートルにつき)	
一般汚水	844円	1立方メートルから 20立方メートルまでの分	10円
		20立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	77円
		40立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	97円
		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	116円

		200方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	143円
		1,000立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分	183円
		2,000立方メートルを超える分	225円

(水量等の特例)

第5条 第3条に規定する期間に計量できないときの水量算出及び料金算定は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 隔月計量についての水量の算出は、水量を計量期間の総日数で除した数値に62日をかけて得たものとし、毎月計量については、31日をかけて得たものとする。
- (2) 前号の規定に基づき算出した水量が、今回計量の水量と比較して残余の水量がある場合は、次回計量の水量に繰越加算することとし、不足する水量が生じたときは、今回計量の水量にその不足水量を加算して料金を算定する。

(実施の細目)

第6条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 内規「計量月の基準について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。